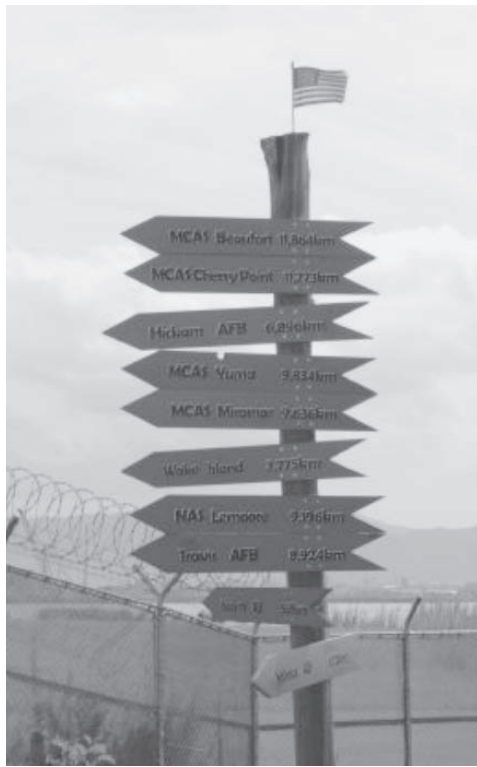


3面 福島訪問プログラム報告

4・5面 平和憲法を生かすのは私たち
日本国憲法と自民党改憲案との比較

毎年「ひろしまを考える旅」で訪問する山口県岩国で、米軍基地周辺の案内をしてくださる大川清さんに、岩国からのメッセージをお願いしました。

権力者の横暴がまかり通り、国と国が争い、人が人を信じることの出来にくい、イエス誕生の時代はまさにそんな暗黒の時代でした。そんな時代のただ中で、人と



米軍岩国基地フェンス前には世界中の米軍基地までの距離を示す標識が立てられている

「平和の主よ、来たりませ。」

大川 清
日本キリスト教団岩国教会牧師

かけがえのない命が大切にされるために

私は岩国が大好きです。ですから多くの人と一緒に岩国を平和な街にしていきたいと思えますし、自分の足元から平和をつくり出す歩

増強されようとしています。恐れや迷いもありますが、今声を上げなければ生涯後悔すると思ひ、いろいろな人たちと一緒に街の未来を守るために毎日精一杯の声を上げ続けています。

The Young Women's Christian Association

YWCA

日本YWCAの使命(ミッション)
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

第30総会期主題
平和を実現する人々は幸いである—マタイによる福音書5章9節

12

DECEMBER
2012

No.711

www.ywca.or.jp

日本YWCAビジョン2015

- (1) 非核・非暴力による平和を構築する
 - ・平和憲法をまもり、世界に広める
 - ・市民レベルで東北アジアの信頼関係を築く
 - ・女性と子どもの権利をまもる
 - ・パレスチナYWCAの活動を支援する
- (2) 若い女性のリーダーシップを養成する

人が支え合い、どこまでも平和への希望を失わずに歩む道をイエスは示されました。社会の歪みのしわ寄せに苦しめられている人々と共に歩み、課題を担い、どこまでも矛盾を問うていかれたのがイエスの生涯でした。そのイエスの歩みに連なるキリスト者でありたいと願っています。

「基地の街」の現実

岩国に赴任して14年になりました。その間、こんなことがまかり

通るのかというような話を山のように聞いてきました。朝鮮戦争やベトナム戦争の時、米兵が引き起こす犯罪が多発し、9・11テロ事件以降も緊張状況の中で、過剰な基地警備によって市民に銃口が向けられたり、緊張に耐えかねて米兵が飲酒運転で事故を起こしたり、窃盗を働いたり、強姦目的で女性を襲ったりという事件が後を絶たない状況が続きました。そしてそのほとんどが、信じられないことに被害者の泣き寝入りです。

不平等な日米地位協定によって米兵たちは守られ、数多くの事件が闇から闇へと葬られてきました。自分たちの街なのに、安心して歩けない。基地があるが故に戦闘機の爆音に悩まされる。たえず米兵の犯罪に脅えて暮らさなければならぬ。そんな理不尽な痛みや苦しみを、基地の街の住民は負わされ続けてきたのです。さらに私たちの街から飛び立った戦闘機がイラクやアフガンで何の罪もない人々を殺害している事実にも、私は我慢ならない悔しさと痛みを感じます。その岩国が、米軍再編の中で戦闘機や米兵の数が倍以上に増強されようとしています。恐れや迷いもありますが、今声を上げなければ生涯後悔すると思ひ、いろいろな人たちと一緒に街の未来を守るために毎日精一杯の声を上げ続けています。

みが出来ればと願っています。事件の被害者の相談に乗ったり、支援をしたり、私たちに出来ることは小さなことですが、一人ひとりのかけがえない命と生活が大切に守られるために、基地のない平和な岩国を取り戻すために、小さな歩みが続けていきたいと願っています。

中には、教会が基地の問題や差別の問題に関わることは是非を問われる方もおられます。信仰と社会の問題とを区別して、教会が社会問題に関わるべきでないと言われるのです。しかし、そんな風に分けられる事柄ではなくて、どれもが私たちの生活に密接に関わる問題であって、命の問題です。私たちは神さまから命を与えられ、愛されているかけがえない一人ひとりです。私たちは日々そのことを聖書に学んでいる者です。差別や、かけがえない命を奪い、平和を脅かす力に少しなりとも抵抗していききたいと思います。

命や平和、街の未来を決してあきらめない

「平和を実現する人々は幸いで

ある」とイエスは言われます。と

は言っても政治家でもないし、何の力も持たない私たちに、果たしてその様なことが出来るのだろうかとも思っています。しかし、イエスはこの一連の箇所を当時の法律学者・フアリサイ派・祭司やレビ人、つまり現代の政治家や有力者に語られたのではなく、一方のガリラヤの民衆に向かつて「あなたたち一人ひとりの小さな歩みこそが真の平和には大切なんだ」と語られたのではないかと思うのです。その小さな歩みをイエスは大きく用いてくださるのではないのでしょうか。私は、そのことにいつも大きな感動や勇気や励ましを与えられる思いがします。どんなに私たちが反対しても、何が何でも基地を強化し、軍事的力の増強をなそうとする日米両政府です。私たちは、巨大な力の前で恐れたりたじろいだりする弱い者です。けれども、いつの日か必ず神さまが平和を実現させてくださると信じて、平和や命、街の未来をあきらめずに希望を持って歩んでいきたいと思えます。

M・L・キング牧師は「私には

夢がある」と語りながら人種差別撤廃を求めて厳しい現実を非暴力で闘いぬきました。また反戦平和の運動にも生涯を費やしました。「私には夢がある」のくだりは有名ですが、私はその前の言葉についても励まされます。「今日も明日も私たちはいろいろな困難や挫折に直面している」と厳しい現実を語ります。しかし、それでもなお私には夢があるとキング牧師は語るのです。今、私たちが直面している現実も本当に厳しいものがあります。これまで挫折や困難を幾度も幾度も経験してきました。けれども私たちには夢があります。岩国や沖繩など基地の街が、戦闘機の爆音や米兵の犯罪に脅かされずに安心して暮らせる街になる日が来ることを。私たちには夢があります。いつの日にか世界中からすべての武器がなくなり、世界の国々が争いながら歩むのではなく、助け合い支え合い、喜びを持って希望を持って平和のうちに暮らせるそんな世界となる日がくることを。

ひとつの命に寄り添って

寺島順子

あの震災の復興もまだ半ばの私たちの国で、今年もまた何となくさんの尊い命が失われ、今なお多くの命が脅かされているであろうか、福島で、沖繩で、各地で。経済優先で豊かさを求めて進進してきた日本の戦後が、今いろいろな所で破綻し、私たちを、特に弱い立場に追いやられていく人々を脅かしているのではないだろうか。今ほど人間としての生き方や、国の在り方が根本から問われている時はないのではないだろうか。日本は今、どこを向いて、どこに進もうとしているのであろうか。

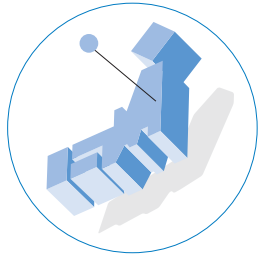
60年安保闘争の時、私は高校生であった。社会問題研究会に所属していた仲間たちと共に、夜遅くまで討論した。結果として、あのデモで東大の権美智子さんが亡くなり、新・日米安全保障条約は強行採決されてしまった。その時感じたことは、「ひとりの人間の命は、国家より軽いのか？」という疑問と、不信と恐れであった。そして今、その時感じた思いと同じ状況に日本があるのではないかと恐れる。原発再稼働も、オスプレイ配備も、あれほどの反対と抗議行動にもかかわらず、当たり前のように強行される。なぜなのか。民意など少しも反映されない、許しがたい状況にある。

聖書にある「99匹と1匹の羊」の物語を思い起こす。イエスは、追いやられたひとつの命のために生きられた。今、愛国心が強要され、憲法改悪の危機が迫る中、YWCAはこのイエスの生きざまに倣い、全体ではなく、ひとつの命を大切にすることを、ひとつの命にどこまでも寄り添って共にあることの豊かさ・喜びを感じる群れとして歩み続けたい。

平和の主よ、来たりませ。

(甲府YWCA会員)

福島訪問 プログラム報告



福島に来て 福島を見て

例年なら、初秋の風が吹き始める9月16日(日)〜17日(月)に設定した「福島訪問プログラム」は、思いがけない残暑の中で行われました。「福島に来て、福島を見てほしい」という思いから日本YWCA被災者支援プロジェクトの「チーム福島」で企画を練り始めたのは7月の後半。昨年の3・11震災と原発事故以来楽しい企画立案からは遠ざかっていたようで、福島市内の観光地を案内する立場で情報を収集し、街歩きを提案している団体に接触したりホテルと交渉したりすることは、忙しくも新鮮な日々となりました。

参加募集人数は当初20名でしたが、締切日が迫っても申し込みの連絡が途切れず、最終的には福島YWCA会員も含め32名となりました。

1日目に訪問した菊田果樹園さんではご家族そろっての大歓迎を受け、事



ひざ 膝を交えて

「原発災害情報センター設立1億円募金について」と、フランス在住の映画監督が見た福島のドキュメンタリー映画「花見山の春」の自主上映について現地コーディネーター矢口洋子さんのお話を聞きました。夕食交流会では、参加した皆さんからの震災と原発事故後の現状への思いが熱く語られました。

交流会後は宿泊地飯坂温泉街をノルディックウォークで散策、盛りだくさんの1日が終了しました。

プログラム2日目、本来なら梨やぶどう狩りでにぎわうフルーツラインを通って福島市中部の歴史が残る旧日本銀行福島支店長役宅御倉邸へ。昭和2年に建設された当時の姿を残す邸宅の和室で、福島大学特任研究員の朴相賢さんの講義「東京電力福島第一原発事故後の福島の現状」それでも明日へ」を伺いました。朴さんは事故後各地の放射能値測定や除染活動に参加。県が農産物の安全宣言をした後に出荷した米の一部からセシウムが検出されたことで風評被害が実害となり、生産者・消費者の不安と混乱

は増大したが問題の根源を見失ってはならない、何もしないでは何も変わらないと話されました。続いて、福島市内でも特に放射能の空間線量が高い渡利地区の現状について佐藤晃子さんご家族の話が聞きました。佐藤さんご夫婦から、情報に翻弄されながら福島で生活し続ける親子へのさまざまな生活スタイルへの支援について訴えがありました。

昼食で交流した後は、YWCA活動スペース「カーロふくしま」まで、かつて城下町だった福島の道を散策していただきました。

周到に練ったプランのつもりでしたが、初めの顔合わせを予定していたコラッセ展望台で行事が行われていたり、果樹園内に通じる道路にバスが入りきれなかったりのアクシデントもありましたが、参加された皆さんはどのシーンでも真剣に話を聞いてくださり、お一人おひとりから本当の支援をいただいたという思いになりました。これからの福島を生き抜く糧として心に残るプログラムになりましたことに深く感謝申し上げます。

福島YWCA 半澤敦子

平和憲法を生かすのは私たち 日本国憲法と自民党改憲案との比較

昨秋に衆議院・参議院の両院で憲法審査会が始動、今春から実質的な審議に入っている。また、自民党・たちあがれ日本・みんなの党などが次々に、集団的自衛権を行使できる国とする改憲案を発表し、総選挙に臨もうとしている。

今年4月27日に決定された自民党改憲案は、「天皇元首化」（改憲案1条）、国民の国旗・国歌尊重義務（同3条）、戦争放棄ではなく「安全保障」、第9条は「自衛隊の発動」を妨げない（同9条）、「国防軍」の規定（同

9条の2）、国民の協力（同9条の3）、自由と権利は「常に公益及び公の秩序に反してはならない」（同12条）、緊急事態法（同99条）、改正手続の簡便化（同100条）、憲法遵守義務の国家から国民への転倒（同102条）等と、問題点が多岐にわたる。

ここに自民党改憲案と日本国憲法との比較を掲載（一部抜粋）する。この時代にこそ私たちが、平和憲法をまもる揺るぎない姿勢で声を上げ続けるために、学習会などに役立てていただきたい。（編集委員・清田悦子）

自民党日本国憲法改正草案

（前文）

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合っ

て国家を形成する。
我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

第1章 天皇

（天皇）

第1条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

（国旗及び国歌）

第3条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第2章 安全保障

（平和主義）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

（領土等の保全等）

第9条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

（国民の責務）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断

現行憲法

（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、こ

の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

(人としての尊重等)

第13条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

(表現の自由)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

第9章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

第10章 改正

第100条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

第11章 最高法規

102条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

れを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第9章 改正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



(種)

今日、ダビデの町で、
あなたがたのために救い主が
お生まれになった。
この方こそ主メシアである。

(ルカによる福音書2章11節)

「ローマの平和」と呼ばれる時代の基礎を築いたのは、皇帝アウグストゥスでした。ローマの平和という聞こえは良いのですが、その内実は征服した民族から厳しく税金を取り立て、武力により抑圧してもたらされた平和と繁栄でありました。マリアとヨセフは、住民登録のためにナザレから故郷ユダヤのベツレヘムという町へ登って行きました。一体、誰が、臨月を迎えた身重の妻に、進んで苦しく危険な旅をさせるのでしょうか。聖書は、この時のヨセフとマリアの思いを一言も記してはおりません。

最初のクリスマス夜の夜、主イエスは、汚れと悪臭に満ちた馬小屋でこの世の闇を照らす光としてお生まれになった。貧しく低くされている羊飼いたちに、真つ先に主イエス御降誕の知らせが告げられた。クリスマスの喜び・救いの訪れは、周辺に追いやられた人々に最初に伝えられたことを忘れてはならないでしょう。

平和の主は、愛の足りない私たちのそのままの心を受け入れ、救いへと導いてくださった、その愛に応えて平和を創りだす歩みをしたいと願います。

宇佐美節子

沖縄YWCA会員・

日本キリスト教団石川教会牧師

関西「3市YWCA交流会」 Whyの時代を 生きる私たち

9月22日（土）、神戸YWCAにて京都・大阪・神戸の「3市YWCA交流会」が開催された。今回は、ゲストに韓国YWCAとソウルYWCAで青少年のリーダーシップ養成を担っておられるハン・ミミさんを迎え、若い女性のリーダーシップや各YWCAにおける現状とビジョンについて話し合った。

ハン・ミミさんは、現在と今までの時代の変化を把握するためWhat・How・Where・Whyをキーワードに各時代における世代の考え方の違いについてお話された。Whatは60～70



年代。この時代はどう行動すれば良いか、明確に分かっていて、皆が共通の目標に向かって走り続けていた。Howの時代は、Whatの時代を受けてそれをどう解決していくかが大切であった80年代。そして現代に生きる私たちは、情報過多で多くの方法・選択肢を前に、自分がどこに向かっているのかが分からないWhereの時代を生きている。そしてこれからは、Whyが鍵になってくる。周囲ばかりを見るのではなく、自分の中にあるコンパスを知り、将来のビジョンを持つことが大切である、と話された。

以上のお話を受けて、YWCAごとに現状や若い人に向けたプログラムの展開、短期・長期の目標等について話し合った。その後ハンさんから、各YWCAで共通する“どうやって次世代にバトンを渡していくか”が課題としてあげられた。地域ごとに取り組む内容や実際は異なるが、YWCAはさまざまな良い活動を行っている。こ

れからの目標として若い人向けのプログラムの提案も各YWCAから多くあった。そしてこれからは次世代に繋がるバトン渡し=YWCAのリーダーシップ養成が大切であると話された。

ハンさんが言われた、「Understand」という言葉が印象に残った。直訳すれば「理解する」となる。しかしハンさんは、本当の理解とは、上の世代の人が若い人たちを理解して、その下に立って支えることであると訳した。つまり経験がある人たちがメンターになり、若い世代=メンティを育てていくのだ。同じ立場・目線に立って理解し合うことが大切になってくるのである。ただ単に、“若い人集まれ!”だけではバトンを渡していくことは難しいだろう。多くの経験を積まれた人生の先輩たちに、私たちと同じ目線で一緒に考えてほしい。そして、現代に彷徨いながら生きる私たちを理解してもらいたいと若い世代は考える。生きてきた時代は異なるが、いろいろな世代の女性が協働できる素晴らしい場がYWCAにはあると感じた交流会であった。

神戸YWCA職員 加藤麻衣

広島YWCA創立60周年 進むべき道を見据えて

広島YWCAは、原爆投下・敗戦から7年を経た1952年正式に発足しました。それから60年、平和を求める運動を中心にさまざまな問題に取り組んできました。その間日本YWCAをはじめ多くの個人・団体からのご協力・ご支援を頂き、今日の広島YWCAがあります。そうしたご支援に対する感謝を表すために「感謝のつどい」を計画しました。

9月29日（土）、広島平和資料館地下・メモリアルホールに120数名の出席者を迎え、「つどい」は始まりました。開会礼拝、バイオリン演奏、サークル「夾竹桃」による栗原貞子さんの詩の朗読=写真=に続き、記念講

演では、『ヒロシマ、60年の記憶』の著者の近藤紘子さんが「平和をつくり出す人たち」と題し、未来を生きる子どもたちのために、平和を求める運動をさらに続けてほしいと力強く語られました。講演後にはヒロシマハンドベルリングーズによる

ハンドベル演奏。日本YWCA会長俣野尚子さんをはじめ来賓の方々からは、これからの広島YWCAへの期待・応援メッセージが述べられました。

広島YWCAは、今年4月任意団体から、より社会的責任を担った一般財団法人へと移行しました。ご出席いただいた方々と共に、これからの広島YWCAの進むべき方向性を再確認出来た意味ある「つどい」となりました。

「つどい」を終えた今、発足から今



日に至るまで、神さまの計画の内に置かれていたこと、重ねて天に召された方々も含め多くの先輩方の広島YWCAへの熱い思いを思い返し、改めて広島YWCAに託された活動の重要性をかみしめています。最後に60周年を覚えて、多くのYWCA・個人の方々から祝電やご寄付を寄せていただいています。この紙面をお借りして心より感謝申し上げます。

広島YWCA代表理事 半井康恵

北海道「3市YWCA会員集会」 地の塩のように

9月8日(土)～9日(日)に、札幌・函館・釧路「3市YWCA会員集会」が、数年ぶりに札幌市内で開催されました。札幌11名、函館6名、釧路4名が参加し、恵まれた交わりの時を持ちました。

8日は、榮まり子札幌YWCA副会長により開会礼拝が行われました。讃美歌「むかし主イエスの播きたまいし、いと小さき命のたね」と歌いましたように、やがて枝を張る大きな木となるということが、YWCAの活動や会員それぞれの身に示されているような希望のうちに始まりました。



その日は、新得共働学舎のチーズソムリエ高橋秀夫さんから、各種チーズのお話を興味深く伺い、試食をさせていただきました。その夜は、札幌YWCAの企画・運営によるコンサートが催され、チェロ奏者の鈴木秀美さんによるバッハの無伴奏チェロ組曲が演奏されました。これは、今から300年ほど前に作曲されたとのことですが、これほど長きにわたって人々を魅了するのは、この時代の音楽が持つ「語り口」にあるのではないかと鈴木さんは言われました。「その旋律が、言葉や文章のように、熟語や修飾語のように有機的なつながりを持って弾かれる時、そこにはまるでお話を聞いているような感覚が生まれます」との通り、現代の私たちの心にも染みる温

かい音色に300人ほどの聴衆が聞き入りました。

翌9日は、札幌の会員が所属するそれぞれの教会に参加者が分かれて聖日礼拝に出席。その日は札幌には珍しいほどの大

雨とJRの遅れもあり、昼食会で再びみんなが出会った時は、苦難を脱出してきたかのような喜びがありました。

その後、各YWCAの活動報告や自己紹介がありました。日頃、活動していても、ともすると自信を失いそうになりますが、こうしてお互いの活動や思いを聞くと、ありのままでもいいのだということを改めて知り励まされました。

会の最後に、日本YWCA会長俣野尚子さんから、『核』否定の思想に立つ」と題して、福島原発の過酷な状況の中で立ち上がる人々のことが報告されました。それに合わせ函館YWCAの会員から、工事再開となった大間原発に反対する取り組みの報告がありました。

閉会の礼拝で示された聖書の箇所は、マタイによる福音書の5章13～16節です。「あなたがたは地の塩である」「あなたがたは世の光である」とありますように、YWCAの活動が、人にとって不可欠な働きをしている塩のように、また、人を照らす光のようにあることを願わずにはられません。

札幌YWCA会員 小林郁子

新潟YWCA60周年記念事業 馬頭琴の音色と共に

新潟YWCAは9月15日(土)、創立60周年記念セーンジャー馬頭琴コンサートと祝賀会を開催し、記念誌も発行することが出来ました。

コンサート会場はほぼ満席で、馬頭琴・ピアノ・パーカッションの演奏と絵本『スーホの白い馬』を大画面に映しての朗読を楽しみました。馬頭琴は初めての方が多く、馬頭琴・パーカッションの楽器の説明も好評でした。

祝賀会には、日本YWCA前会長、長崎YWCA会長、創設直後より新潟YWCAを支えてくださっているジョンモスさん・モスはつみさん、関係教会牧師、元会員の方々にご出席いた

だき、うれしく感謝でした。各地域YWCAから「平和を創りだす仲間として、共に歩みましょう」とお祝いと励ましの言葉をいただき、「地域に根ざし、身近な問題に取り組んでいくことこそ、誰もが生きやすい平和な社会への変革につながると信じます」とも言っていたいただき、力づけられました。

記念誌『沖に漕ぎ出せⅡ』を読みますと、先輩方も苦勞しながら活動を続けてこれ今日があることがわかります。祝賀会礼拝で「動かされないようにしっかり立ち、主の業に常に励みなさい。主に結ばれているならば苦勞が決して無駄にならない」のみ言葉と継続することの大切さを小淵康而牧師(日本キリスト教団新潟信濃町教会)に語っていただきました。

今出来ることを精一杯する

他ないと一人ひとり持てる力を出し合いました。神さまのお守りと皆さまの祈り・協力で豊かに恵まれた記念事業になり、ただ感謝するばかりです。

新潟YWCAは高齢化や会員の少ないことが気になりますが、これまでの歩みを守り導かれた神さまがこれからも守り導いてくださると信じて、希望をもって楽しく活動を続けたいと願っております。

新潟YWCA会長 汐崎貞子





本の紹介

『聖書にみるドラマ』
(新版)
婦人之友社編
2012年4月新版発行
(1982年初版発行)
定価 1500円

神学者や牧師による聖書の解説書は読み進むのに息が切れそうなものも多い。本著は作家や文学関係者・弁護士・医師・司祭他いろいろな立場の人が聖書の中からそれぞれひとつのドラマ(場面・主人公)を取り上げて、“自分の読んだ聖書”を語って読み易い。また全体の構成は旧約～新約の流れをとって、万物の創造から人間の救いにいたる神の思いの壮大なドラマとして読むこともできる。

月刊誌『婦人之友』に掲載された聖書の記事をまとめた単行本(1982年)の復刻版であるが、多くの不安や困難の中に生きなければならない今、その意味を問うために復刻が望まれたことに納得する。

編集委員 青木恵子

ご協力ありがとうございます

賛助費

- 飯田恵子 石井寛治 赤石めぐみ 内山佳子 江尻礼子 五十嵐康子
- 大川孝子 大塚シゲ 石井摩耶子 梶美津保 小峯祥子 稲垣美栄子
- 斎藤喜子 都木恵子 上村愈巳子 中橋美鈴 藤田純子 江尻美穂子
- 松山恭子 水野雅子 木下由美子 三井貞子 村田紀子 高橋須賀子
- 安田寛子 横井容子 武井真美子 坪田未沙子 松原恵美子
- 渡辺美恵子

ピースメーカーズファンド～女性が創る安全な社会のための寄付～

- 金剛静穂 斎藤喜子 石井摩耶子 清水嶋孝 都木恵子
- 戸田照枝 三井貞子 中高YWCA委員会有志
- ひろしまを考える旅参加者有志 日韓ユース・カンファレンス参加者有志

多文化共生サポーター (パレスチナYWCA支援募金)

杉原壽子

(オリーブの木キャンペーン募金)

熊谷麻里 斎藤喜子 広島YWCA

(2012年10月20日現在 敬称略)

沖縄にとって日本とは？

欠陥機オスプレイ配備

ついに欠陥機オスプレイが普天間に姿を現した。10月1日配備反対行動中に情報が入った。

野嵩ゲートからは目視できなかったが、琉球大学上空を飛ぶ写真を写した友人から見せられ、ほんとに来たんだとガックリした。沖縄にとって日本とは？ 復帰の選択は正しかったのか。40年を経てその問いが高まる中での強行である。

平和憲法の元への復帰を願ったが、しかし同時に、それは日米安保体制下でもあった。復帰運動を主導したのは教職員会。戦前の皇民化教育の問い直しを十分にする間もなく、米軍支配下で教育を始めざるを得なかった。過酷な軍事支配に抗うために、日本人教育に活路を見出さざるを得なかった現実があったのだと思う。「共通語励行」を標語に掲げ、沖縄語は使用してはならない言語とされた。戦後生まれにとって、沖縄語は教室に通って習う言葉にさえなっている。

「40年」経って、日本を相対化する動きは確実に加速している。復帰で沖縄は47分の1にされてしまったが、かつては46対1であった。沖縄は弾圧されながらも、直接米軍と交渉できたし、キリスト教の団体は直接世界組織に加盟もしていた。さらに遡れば独立した国であった。

沖縄YWCAは日本YWCAをナショナルにしているが、YWCAは地域YWCAの数25分の1という活動形態をとっていない。25それぞれが主人公の活動ができるところに、全体に・国家枠に縛られない魅力があり希望があると私は感じている。

ナショナリズムが台頭している日本・世界にあって、違いを尊重し命を大切にし合える社会へ、小さな一歩ではあっても重ねていきたい。

沖縄YWCA会長 大城美代子

沖縄YWCAニュースレター

「うーまん世」第45号(2012年10月発行)より転載